

被災住宅の応急修理制度について（ご案内）

被災した住宅の日常生活に必要欠くことのできない部分の修理を町が実施する制度です。なお、制度の利用を希望される方は、条件がありますので、下記内容をご確認の上、お問い合わせください。

対象者

次の条件をすべて満たす方です。

- (1) 応急修理を行う住家に居住すること
- (2) 住家が半壊し、自らの資力では応急修理ができない方又は住家が大規模半壊した方
※全壊の場合であっても、応急修理をすることで居住可能であれば対象です。
一部損壊の世帯は対象となりません。
- (3) 応急仮設住宅（民間賃貸借上げを含む）を利用されない方
- (4) 必要な写真や書類がそろうこと
※すでに修理工事が完了し、支払いを終えている場合は対象となりません。
※修理前、修理中、修理後の写真が必要となります。

基準額

一世帯あたりの限度額は**584,000円**です。

※町が施工業者へ直接支払います。

※工事内容の審査を行い、限度額を超える部分や対象外工事となったものは、個人負担となります。

※同一住家に2以上の世帯が居住している場合は、1世帯当たりの限度額以内となります。

応急修理の範囲

日常生活に欠くことのできない部分であって、必要最小限度の緊急を要する箇所

- ・屋根・柱・床・外壁・基礎等の基本部分
- ・壊れたドア・窓等の開口部
- ・上下水道の配管、電気配線、トイレ等の衛生設備

※平成30年7月豪雨災害と直接関係がある修理のみ対象です。

※内装に関するもの、家電製品は対象外です。

募集期間

平成30年7月30日（月曜日）から平成31年3月29日（金曜日）まで

工事完了期限

具体的期日は、今後、申込状況や工事の進捗状況に応じて別途設定します。

申込先 矢掛町役場 建設課

問合せ 電話 0866-82-1014